

感染症の予防及びまん延防止のための指針

合資会社あつまろ会

目的

事業所での感染症発生の予防及びまん延を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

基本的な考え方

この指針は、合資会社あつまろ会が開設する事業所（訪問介護ステーションくわの美、デイサービスくわの美、居宅介護支援事業所スクラム・テン、有料老人ホームあつまろ館）に係る感染症の予防及びまん延防止のための、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び従業員の安全を確保するための対策を実施します。

感染症の予防及びまん延防止のための体制

(1) 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

(2) 感染対策委員会のメンバー

管理者 施設長 感染対策に知識を有する者

(3) 感染対策委員会の開催

概ね 6 ヶ月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて隨時開催する。 委員会の議題は、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ・事業所内感染対策の立案
- ・指針・マニュアル等の整備・更新
- ・利用者及び従業員の健康状態の把握
- ・感染症発生時の措置（対応・報告）
- ・研修・教育計画の策定及び実施
- ・感染症対策実施状況の把握及び評価

(4) 職員研修の実施

事業所の職員に対し、感染対策の知識・技術の習得、向上を目的として、感染対策委員

会の企画により、以下のとおり実施する。

- ・新規採用者対象

- 新規採用時に基本的な感染対策に関する研修を実施する。

- ・全職員対象

- 年2回以上、全職員を対象として感染対策に関する研修を行う。

- ・その他

- 上記の他、必要と思われる対象者に、必要と思われる時期に研修を行う。

(5) 訓練（シミュレーション）

感染対応能力を高めるために、具体的な設定条件の下での訓練（シミュレーション）を以下とのおり実施する。

- ・対象者

- 全職員を対象に実施する。

- ・実施回数

- 年2回

- ・実施方法

- 訓練対象となる感染症、原因物質、対応場面（嘔吐時など）などを想定し、発生時の具体的な対応方法について、実技を用いた実戦形式で訓練する。

平時の対策

(1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。従業員の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- ・検温、手洗い、うがい、勤務中のマスク着用

- ・1ケアごとに手洗い、手指消毒、居室の清潔及び換気を行う

- ・食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に、排泄介助後の食事介助は、介助前に十分な手洗いを行い病原体の媒介者とならないよう注意を払う。

- ・排泄介助は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。

(2) 日常の観察

従業員は、利用者の異常の兆候ができるだけ早く発見するために、利用者の身体の動きや声の調子、大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに主治医等に知らせる。

発生時の対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・有症者への対応
- ・関係機関との連携
- ・市町村への報告

指針の閲覧等

- (1) 指針及び感染症に関するマニュアル等は、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 指針はだれでも閲覧できるように事業所に備え置くことにします。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。